

(新)

(旧)

(2) 応募者の資格要件

設計事業者、工事監理事業者及び建設事業者は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。また、システム開発事業者及び研修事業者については、資格要件を定められないものとする。なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。再委託先の委託事業者も資格要件を満たすものとする。また、各業務を複数の事業者で実施する場合は、各業務を統括する事業者を定めること。

なお、類似施設とは、応募者が提案する工法、構造で建てられた本施設と同等規模以上の施設とする。

ア 設計事業者

設計事業者は、次の要件について、いずれにも該当すること。

1	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
2	配置予定管理者が直近 15 年以内に竣工した類似施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
3	複数の設計事業者で実施する場合は、各設計事業者がそれぞれ 1 の要件を満たすものとし、2 の要件については、複数の設計事業者のうち少なくとも一者が満たすこと。

(2) 応募者の資格要件

設計事業者、工事監理事業者及び建設事業者は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。また、システム開発事業者及び研修事業者については、資格要件を定められないものとする。なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。再委託先の委託事業者も資格要件を満たすものとする。また、各業務を複数の事業者で実施する場合は、各業務を統括する事業者を定めること。

なお、類似施設とは、応募者が提案する工法、構造で建てられた本施設と同等規模以上の施設とする。

イ 設計事業者

設計事業者は、次の要件について、いずれにも該当すること。

1	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
2	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）を行っていること。
3	配置予定管理者が直近 15 年以内に竣工した類似施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
4	複数の設計事業者で実施する場合は、各設計事業者がそれぞれ 1 及び 2 の要件を満たすものとし、3 の要件については、複数の設計事業者のうち少なくとも一者が満たすこと。